

農業近代化資金の金利負担軽減措置

【令和元年度予算額 4,070 (4,832) 百万円の内数】

＜令和元年度融資枠 410 (325) 億円＞

＜対策のポイント＞

金利負担軽減措置により認定農業者を金融面から支援します。令和元年度より、融資率（事業費に対する貸付可能額）の上限を拡充します。

＜政策目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 対象者

- 認定農業者

2. 措置内容等

① 対象資金

農業近代化資金

② 貸付限度額

個人 1,800万円（※知事特認により2億円）
法人 2億円

認定農業者への融資率の特例（融資率：事業費に対する貸付可能額）

＜これまで＞

上限額（個人1,800万円、法人3,600万円）までは融資率100%、これを超えると融資率80%

＜拡充後＞

融資率100%（＝上限額を撤廃）

※認定農業者以外の融資率は80%

③ 償還期限

資金用途に応じ7～15年以内（うち措置期間2～7年以内）

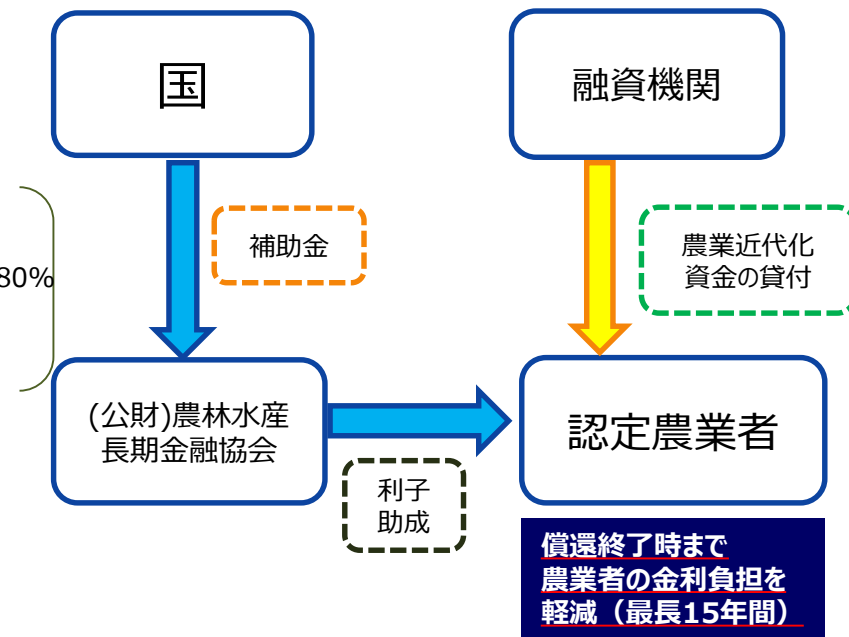
④ 金利負担軽減措置

スーパーL資金の貸付金利と同水準となるよう金利負担を軽減
（軽減措置の適用は、個人1,800万円、法人3,600万円まで）

＜取扱融資機関＞

農協、信用農協連合会、農林中央金庫、
銀行、信用金庫、信用組合

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課（03-6744-2165）